

## ○令和4年度農村振興局所管公共事業等の施行について

令和4年3月25日 3農振第2875号

農村振興局長から各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛  
(国土交通省北海道開発局長及び北海道宛は参考送付)

農村振興局所管の公共事業等については、かねてから適切な執行をお願いしているところであるが、令和4年度農村振興局所管公共事業等の施行に当たっては、下記事項に留意の上、適切に実施するとともに、早期かつ円滑な事業執行に努められたい。

なお、貴職から、国営事業(務)所に対して周知徹底するとともに、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

また、都府県に参考送付する際は、関係市町村等に対して参考送付する旨の依頼をされたい。

### 記

#### 1 施行方針

(1) 令和4年度の所管事業の施行に当たっては、早期かつ円滑な事業の実施を着実に推進するとともに、予算の節減合理化等のより効果的、効率的な執行に努めること。

また、東日本大震災等の被災地域の復旧・復興事業については、速やかな復旧・復興を図るため、引き続き効率的かつ適正な執行の徹底を図りつつ、農業水利施設等の復旧を着実に推進すること。

なお、事業執行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するとともに、必要に応じて一時中止等の措置を適切に実施すること。

(2) 建設産業における働き方改革として、余裕期間の確保や週休2日の推進を踏まえた適正な工期設定による長時間労働の是正、若者や女性技術者の育成・活躍に向けた労働環境の整備、最新の実態を反映した積算による適正利潤の確保などの取組を徹底すること。

また、早期発注、翌債等を活用して施工時期の平準化を図るとともに、繰越制度を適切に活用すること。

さらに、衛星測位技術及び ICT 建設機械を用いる情報化施工の導入を促進するとともに、農地、農業水利施設等の3次元モデルを構築して利用、共有を図るなど生産性の向上に取り組むこと。

(3) 早期かつ円滑な事業の実施の観点から、入札契約手続の実施に当たっては、適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査及び評価業務の効率化、地域の実情や工事の特性を踏まえた指名競争入札の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

また、技術者、技能労働者の効率的活用を図るため、地域企業の活用を配慮しつつ適切な規模での発注、同一の主任技術者による複数工事の管理等に努めること。

(4) 計画、設計、施工及び管理の各段階において考え得る具体的なコスト削減方策を積み上げ、総合的なコスト構造改善に努めること。

(5) 公共工事等の執行に当たっては、周辺環境や景観に配慮した適切な計画、設計、施工に努めるとともに、予算の透明性、効率性を高めるため、執行に関する情報開示を徹底し、説明責任を確保すること。

## 2 発注準備段階における取組事項

### (1) 入札契約方式の選択

工事及び業務の発注に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）等に基づき、発注関係事務を適切に実施することが必要であること、また、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であることに鑑み、工事等の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択すること。

また、工事では総合評価落札方式及び各種VE方式、調査及び設計業務の発注では総合評価落札方式及びプロポーザル方式の積極的な活用を努めること。

### (2) 適切な規模での発注

地域企業の活用を配慮しつつ、地域の実情等に応じて、発注ロットの大型化を図るなど、技術者、技能労働者の一層の効率的な活用を進めること。

### (3) 現場条件を踏まえた設計と条件明示の徹底

工事の発注に当たっては、現場の自然条件や施工条件を踏まえるとともに、工事に必要な関係機関との調整、用地確保の状況等を考慮して設計すること。

また、工事の安全確保及び事故防止に万全を期するため、関係法令等の遵守、適切な設計、積算、十分な工期の設定、施工及び設計条件の明示等に努めること。

### (4) 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、工事を施工する者が適正な利潤を確保できるよう、以下の点を踏まえて適切に積算すること。

また、設定した予定価格及びそれに関する資料については、厳正な管理に

努めること。

ア 公共工事設計労務単価、調査設計業務等の技術者基準日額、土地改良工事積算基準等の最新の単価、歩掛を適用すること。

特に、3月から適用する最新の公共工事設計労務単価、調査設計業務等の技術者基準日額の適切な運用に努めること。

イ 建設資材等の設計単価については、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な単価とすること。

なお、積算に用いる単価が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、必要に応じて見積を活用して積算すること。

#### (5) 適正な工期設定

工期の設定に当たっては、週休2日を推進するため、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、休日、準備・後片付け期間等の日数を適切に計上すること。

その上で、労働力や資機材の確保を容易とし、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用についても検討すること。

#### (6) 計画的な発注見通しの公表

計画的な発注を適切に実施するため、公表すべき情報については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第172号。以下「入契法」という。）等に基づくとともに、早期公表に努めること。

#### (7) 発注者間の協力体制の強化

発注者間の協力体制については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）及び「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、地域ブロックごとに設置している発注者協議会及び地方公共工事契約業務連絡協議会を通じて、貴管内の各発注者の発注関係事務の実施状況を把握するとともに、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策を強力に推進すること。

### 3 入札契約段階における取組事項

公共事業の入札及び契約に当たっては、入契法に基づく透明性の確保等を図るための措置、品確法に基づく競争参加者の技術的能力審査等の措置による競争性、透明性を向上するための入札方式の改善に加え、情報管理の徹底等の措置を適切に実施すること。

また、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成、確保を図る観点から、ダンピング対策を徹底するため、次の事項に取り組むこと。

#### (1) 工事内容等に応じた技術提案の設定

工事において技術提案を求める場合には、発注する工事内容を踏まえた

上で、適切な課題を設定すること。

その上で、「工事に関する総合評価落札方式の実施について」（平成 13 年 4 月 2 日付け 12 経第 2806 号農林水産事務次官依命通知）別添第 2 のⅢに基づき、過度なコスト負担を要する技術提案（オーバースペック）の抑制の徹底に努めること。

なお、技術提案は提案者の知的財産であることから、厳正な管理を徹底すること。

#### (2) ダンピング受注の防止

ダンピング受注は工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されることから、その排除の徹底を図ること。

#### (3) 発注者綱紀保持の徹底

「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成 19 年 7 月 31 日農林水産省訓令第 22 号）を遵守し、発注事務の透明性、公平性及び公正性の確保に努めるとともに、「農林水産省における入札談合防止対策の強化について」（平成 19 年 7 月 31 日農林水産省決定）に基づき入札談合防止に万全を期すこと。

発注に当たっては、入札談合等への関与行為は決してあってはならないことであり、それを根絶するため、「農業農村整備事業に携わる発注担当職員等の綱紀の厳正な保持について」（平成 30 年 6 月 29 日付け 30 農振第 1224 号農村振興局長通知）に基づき、改めて公正を旨とすることを肝に銘じ、発注者としての責任を十分自覚して、入札参加者との間の規律保持を徹底するとともに、その厳正な実施に努めること。入札参加者に対しても、入札の公正・公平を害するおそれのある行為を行わないよう厳重に注意すること。

また、不正行為に対しては厳正に対処すること。

#### (4) 入札不調・不落対策における見積活用方式の適用

標準積算と現場の施工条件の乖離が想定される場合は、入札参加者から見積を徴収する見積活用方式の適用に努めること。

#### (5) 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の運用について」（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 予第 1799 号大臣官房参事官（経理）通知）及び「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和 4 年 2 月 9 日付け 3 予第 2040 号大臣官房参事官（経理）通知）に基づき適切に実施すること。

### 4 施工段階における取組事項

#### (1) 現場条件の変化等に応じた適切な設計変更

工事着手時において、契約の内容、工程等を受発注者間で確認、協議を行うこと。

また、設計変更を行う場合には、設計変更の内容、工程等について、同様に確認、協議し、適正に設計変更を行うこと。

さらに、地域の実情等に応じた資材、労務者等の地域外からの確保に係る適切な支払、熱中症対策に資する現場管理費の補正を推進すること。

工期又は業務の履行期間が翌年度にわたることとなった場合は、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

## (2) 施工現場における労働環境の改善

労働時間の改善に当たっては、請負業者に対し、労働時間の適正化、労働災害及び公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、雇用保険・健康保険・厚生年金保険への加入等に努めることを指導すること。

特に、社会保険・労働保険の法定福利費については、建設業者が義務的に負担しなければならない経費であることから、建設工事に携わる建設業者の加入を徹底するとともに、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮するよう指導すること。

## 5 工事完成後における取組事項

品確法等を踏まえ、公共工事の品質確保に当たっては、中間技術検査等を行うことにより、よりの確な監督や検査の実施に努めること。

工事完成後は、速やかに完成検査を行うとともに、工事成績評定を作成し、受注者に通知すること。

## 6 その他の取組事項

### (1) 中小建設業者等の受注機会の確保

事業の効率的な実施等に配慮しつつ、中小建設業者（建設業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に該当するものをいう。）及び中堅建設業者（資本金の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1500人以下の会社及び個人であって、中小建設業者に該当しないものをいう。）の受注機会が確保されるよう、上位等級工事への参入の拡大、コスト縮減の要請や市場における競争が確保される範囲内で可能な限りの分離・分割発注の推進、経常建設共同企業体の適正な活用を図ること。

なお、事業実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づく、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び「中小企業者に関する契約の方針」に示される措置の実施及び契約目標の達成に努めること。

### (2) 地震・台風等被災地域及び積雪寒冷地域への配慮

地震・台風等被災地域に対しては、各種災害復旧事業をはじめとした農業

農村整備事業等の機動的な施行に最大限努めるとともに、積雪寒冷地域の事業等についても早期実施に努めること。

また、関係地方公共団体等と連携しつつ、当該地域における農林漁業者の就労機会の確保に配慮すること。

### (3) 環境対策の推進

工事による環境負荷の低減、建設副産物の適正な処理を行うため、次の事項に留意すること。

ア 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)等の趣旨を踏まえ、工事の発注に当たっては、環境負荷の低減に資する資材等の使用を積極的に推進すること。

イ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)等の趣旨を踏まえ、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図ること。

### (4) 木材利用の促進

現在、農林水産省においては、平成 22 年 12 月に策定した「新農林水産省木材利用推進計画」に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところである。

具体的には、国営造成施設に係る建築構造物の新築等における 100%の木造化・木質化、公共土木工事における柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標の 100%の木製化が目標とされており、これらの達成に向けた取組を進めること。